

宇和島市学生寮 寮則

[令和8年4月1日]

1 寮則の趣旨

この寮則は、宇和島市学生寮設置条例施行規則第12条及び第16条の規定に基づき、施設の適切な管理及び円滑な運営を図るために必要な事項を定める。

2 基本方針

寮生一人ひとりが、管理人の指示・指導のもと寮内の規律を遵守し、自律的に、かつ、互いに協力しながら共同生活を送るよう努めるものとする。

また、社会の一員であるという自覚をもち、礼節をわきまえるとともに、地域の行事や社会貢献活動にも積極的に参加し、住民との協働を通じて地域の活力向上に寄与することを目指すものとする。

3 入寮要件

入寮者は、宇和島市学生寮設置条例第4条の規定に該当する者であって、かつ、次の要件を満たす者とする。

- (1) 自身の生活管理及び健康管理を自律的に行える者
- (2) 寮則及び管理人の指示・指導に従い、自身が担うべき役割を果たしながら円滑な寮の運営に協力することができる者
- (3) 寮生同士の交流を図り、家庭的な共同生活を送ることができる者
- (4) 寮内はもとより、近隣住民への挨拶など礼儀正しい行動を心がけ、地域活動にも積極的に参加することができる者

4 閉寮期間

次の期間は、寮の運営を休止する閉寮期間とする。

- (1) 8月10日～16日
- (2) 12月28日～翌年1月3日
- (3) その他教育委員会が必要と認める期間

※ 運営休止期間は寮を施錠する。

5 寮の食事

- (1) 食事は、開寮期間中の朝食及び夕食について、契約業者が調理したものを提供する。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日の食事は提供しない。
- (2) アレルギー除去食には対応しない。
- (3) 食事は、寮生から提出を受けた「食事注文票」により提供する。「食事注文票」は半月ごとの提出とし、食事の提供の有無について記入の上、指定する日までに管理人に提出するものとする。なお、原則として提出後の変更はできない。
- (4) 寮生が自室内のミニキッチンを使用し自炊することはできる。

6 督費等

寮費等は、次のとおりとする。

- ① 寮費 30,000 円
- ② 水道料（居室分） 2,000 円
- ③ 電気料（居室分） 使用量に応じた実費
- ④ 食費 食事注文票で注文した食数分の実費

（留意事項）

（1） 不在期間があった場合

在寮期間中における寮費等は、不在期間があった場合においても減免しない。不在期間が生じた理由を問わない。

（2） 寮費等の日割り計算

① 寮費

入寮月又は退寮月の在寮日数が 20 日に満たないときは、日割りで計算する。この場合において、各月における「在寮日数」の定義及び計算式は次のとおりとする。

（入寮月の在寮日数） 入寮届により指定した入寮日から月末までの日数

（退寮月の在寮日数） 初日から退寮届により指定した退寮日（当該日を超えて在寮した場合は実退寮日）までの日数

（計算式） 1,000 円 × 在寮日数

② 水道料

在寮日数が 20 日に満たない月は、日割り計算を行うものとする。この場合において、「在寮日数」の定義及び計算式は次のとおりとする。

（在寮日数） 1 日のうち一部又は全部の時間帯について在寮した日数

（計算式） 70 円 × 在寮日数

（3） 食費

「食事注文票」による食数をもとに算定するものとし、喫食の有無を問わず減免しない。

（4） 寮費等の納付方法

寮費等は、毎月 10 日までに、保護者に対して前月分の確定額を通知し、あらかじめ指定された市指定金融機関の口座から、当該月の末日までに振替処理を行うものとする。

（5） その他

寮の施設等を毀損又は滅失させた場合の損害賠償金、寮生の急病対応時の交通費など、臨時に発生する費用についても、（4）と同様の方法による。

7 禁止事項

- （1）日本の法律に反すること（飲酒、喫煙、窃盗、暴力、盜撮、違法薬物使用等）
- （2）寮生以外の者を許可なく寮の建物内に入れること
- （3）金銭、高額な物品、衣類等の貸借、交換及び譲渡すること
- （4）寮内において他の寮生の所有物を無断で借用すること
- （5）金品などを賭けて賭け事やギャンブルをすること
- （6）異性の居室フロアに立ち入ること
- （7）他の寮生の居室に入り込むこと
- （8）他の寮生の迷惑になるような騒音を生じさせること
- （9）無断で門限を守らず、又は門限以降に外出し、あるいは外泊すること

- (10) 夜間点呼以降翌朝の起床時刻までの間に居室から出ること（災害等緊急時を除く）
- (11) 寮内の施設、設備及び備品について改造、造作等を行い、又は毀損すること
- (12) 火災の危険性のある電気製品（ガスコンロ、電気ストーブ、ファンヒーター、こたつ、トースター等）その他危険物を持ち込むこと
- (13) ペットを飼うこと
- (14) 立ち入り禁止区域へ立ち入ること
- (15) 寮内の風紀・秩序を乱すこと
- (16) その他、円滑な共同生活を維持する上で不適切な行為

8 注意事項

- (1) 登校など外出する際には管理人に鍵を預けること
- (2) 居室の施錠管理に注意し、多額の現金や貴重品を室内に置かないこと
- (3) 電気、水道は節度をもって使用すること
- (4) インターネット（スマートフォンを含む。）及びゲーム機を過度に使用しないこと
- (5) 携帯電話は、原則、居室内で節度をもって使用すること
- (6) 寮内の施設、設備及び備品は丁寧に取り扱うこと
- (7) 共同生活を送る上で必要な役割を果たすこと
- (8) 居室の清掃、換気及び整理整頓を日常的に行い、室内を清潔に保つこと
- (9) 外泊する場合は、原則、登校日前日の門限までに帰寮すること

9 退寮措置

- (1) 次のいずれかに該当する寮生には、年度途中であっても退寮を命じる。
 - ア 宇和島市学生寮設置条例第4条に規定する入寮資格がなくなったとき
 - イ 成績不良により原級留置となつたとき（長期療養等による場合を除く。）
 - ウ 虚偽の申請により許可を受けたことが判明したとき
 - エ 寮費を3か月以上滞納したとき
- (2) 次のいずれかに該当する寮生には、年度途中であっても退寮を命じることがある。
 - ア 所属校で特別指導を受けたとき
 - イ 宇和島市学生寮設置条例又はこれに基づく規則に違反したとき
 - ウ 禁止事項に該当する行為が発覚したとき
 - エ 管理人による複数回の指導にも関わらず、改善の見込みがないと判断したとき
 - オ 上記以外にも寮内で生活させることができないと認められたとき

10 急病等への対応

- (1) 受診が必要な場合は、必要に応じて管理人又は学校から保護者に連絡する。ただし、緊急の場合は、管理人又は学校の判断で受診させことがある。
- (2) 状況に応じて、管理人又は教員がタクシー、救急車等を手配し、受診に付き添う。
- (3) 伝染病に罹患した場合その他寮での療養が困難な状態に至った場合は、管理人から保護者に対応を引き継ぐものとする。
- (4) 受診等のため移動に要した交通費は、寮生が負担するものとし、寮費等と併せて請求を行うものとする。